

2015年10月20日
日本サッカー協会 管理部

J F Aユニフォーム規程主要変更点
(2016年4月1日施行版)

①規制の緩和

- ・シャツに限り、前面と背面の「主たる色彩」が同じであれば可とする（第4条2項）
- ・縞柄のユニフォームの場合には必ず選手番号に台地が必要とする規定を緩和し、識別が困難な場合のみ選手番号に台地を付けるものとする（第5条（2））
- ・背番号の内側にチームエンブレムを表示することを可とする（第5条（7）②）

②規制の変更・追加

- ・FIFA規則に準拠し、GK グローブおよびGKキャップについての規則を追加する（第5条）
- ・同様に、両肩、両脇、両袖口に表示できる製造メーカーロゴ等（製造メーカー識別標章）のサイズを横幅10cmから8cmに変更する（第5条（6））
- ・キャプテンアームバンドに関する規制を追加する（第5条（7）③）
- ・政治的メッセージ等の表示を禁止する（第9条）

③記載内容の明確化

- ・FIFA 規則に準拠し、キット（用具）別に表示できる要素とサイズを記載する（第5条）
- ・各要素の表示可能位置とサイズの例示図を追加する（別紙）

④移行措置

- ・施行日は2016年4月1日とする
- ・大会主催者が許可した場合には、改正施行後3年間は旧規程による運用を許容する。また、新年度大会の予選大会等が施行前に開催される場合等を想定し、施行3か月前から新規規程による運用を許容する（第14条）

⑤その他解釈について

- ・各地の実情を踏まえ、一部の規定についてのみ先行して実施することは許容される（シャツについての規定は実施するが、GKグローブに関する規定は実施を先送りにする等）。これにより、大会ごとに運用が異なる可能性が生じるため、可能な限りチームにその旨を案内することが望ましい。特に上位大会に進出するようなチームには注意を要する。
- ・ただし、第5条（7）③のキャプテンアームバンドに関する規定及び第9条の政治的メッセージ等の表示禁止規定に関しては、**すでに FIFA 規則上・競技規則上も禁止されているため**、旧規程による運用は許されない。

ユニフォーム規程は J F A の H P でご確認いただけます。

<http://www.jfa.jp/documents/pdf/basic/20160401.pdf>

ご不明な点は宮城県サッカー協会までお問い合わせください。

[別紙]

図1 <チーム識別標章(チーム名/エンブレム)及び選手番号のサイズ>

(本規程 第5条 (1) 及び (2))



(注) 上記における各表示の配置は一例となる

図2 <製造メーカー識別標章(製造メーカー名/ロゴマーク)の表示>

(本規程 第5条 (6) ①のイ、②のイ、③のイ)

(ア) (単独のロゴマーク)

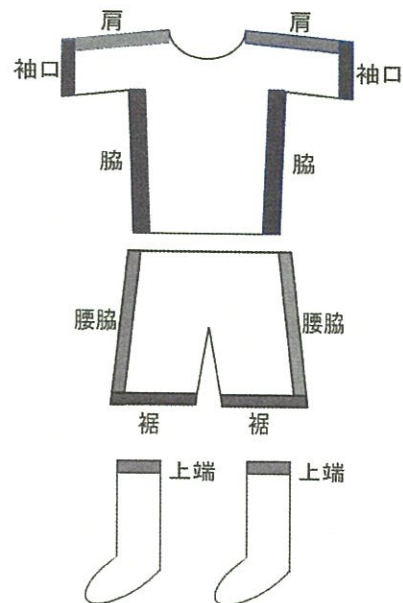


(イ)

I. (同一ロゴマークの連続配置)



II. (帯状のロゴマーク)



※(ア)又は(イ)の形状のロゴマークを、シャツの肩又は脇又は袖口、ショーツの腰脇又は裾、ストッキングの上端に表示することができる。

※幅は、シャツ(肩又は脇又は袖口)及びショーツ(腰脇又は裾)の場合8cm以下、ストッキング(上端)の場合5cm以下

製造メーカー名	Star	<i>Star</i>	★ Star	★ Star certificated
ロゴマーク	★	★	▲	▭

※デザイン中にメーカーの名称を文字情報として含むものは、全て製造メーカー名と見なす。